

議員提出議案第 3 号

中間市議会会議規則の一部を改正する規則

この規則を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成24年12月18日提出

提出者	中間市議会議員	掛 田 るみ子
賛成者	〃	原 田 隆 博
〃	〃	宮 下 寛
〃	〃	田 口 澄 雄
〃	〃	中 野 勝 寛
〃	〃	草 場 満 彦
〃	〃	藤 本 利 彦
〃	〃	下 川 俊 秀

[提案理由]

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い改正するものである。

中間市議会会議規則の一部を改正する規則

中間市議会会議規則(昭和42年中間市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則(第1条—第13条)
- 第2節 議案及び動議(第14条—第19条)
- 第3節 議事日程(第20条—第24条)
- 第4節 選挙(第25条—第33条)
- 第5節 議事(第34条—第47条)
- 第6節 秘密会(第48条・第49条)
- 第7節 発言(第50条—第63条)
- 第8節 表決(第64条—第74条)
- 第9節 公聴会及び参考人(第75条—第81条)
- 第10節 会議録(第82条—第84条)

第2章 委員会

- 第1節 総則(第85条—第89条)
- 第2節 審査(第90条—第106条)
- 第3節 秘密会(第107条・第108条)
- 第4節 発言(第109条—第120条)
- 第5節 委員長及び副委員長の互選(第121条・第122条)
- 第6節 表決(第123条—第133条)

第3章 請願(第134条—第139条)

第4章 辞職及び資格の決定(第140条—第144条)

第5章 規律(第145条—第153条)

第6章 懲罰(第154条—第159条)

第7章 協議又は調整を行うための場(第160条)

第8章 議員の派遣(第161条)

第9章 補則(第162条)

附則

第4条第3項及び第9条第2項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に、「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「又は議員」を「、又は議員」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第24条第2項中「又は」を「、又は」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第27条中「(選挙の宣告)」を削る。

第 29 条中「備え付け」を「備付け」に改める。

第 31 条第 3 項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第 35 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 37 条第 1 項本文中「、議会運営委員会」を「議会運営委員会」に改め、同条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 38 条中「まって」を「待って」に改める。

第 39 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 40 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 44 条第 2 項中「(付託事件を議題とする時期)」を削る。

第 54 条第 2 項及び第 57 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 60 条第 2 項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第 61 条中「(質疑又は討論の終結)」を削る。

第 62 条本文中「又は」を「、又は」に改める。

第 63 条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第 71 条中「第 27 条(議場の出入口閉鎖)第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)」を「第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 32 条第 1 項及び第 33 条」に改める。

第 73 条本文中「はかる」を「諮る」に改める。

第 74 条第 2 項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 155 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、第 9 章中同条を第 162 条とする。

第 8 章中第 154 条を第 161 条とする。

第 7 章中第 153 条を第 160 条とする。

第 6 章中第 152 条を第 159 条とし、第 149 条から第 151 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 148 条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第 155 条とする。

第 147 条第 2 項ただし書中「第 49 条(秘密の保持)第 2 項又は第 101 条(秘密の保持)第 2 項」を「第 49 条第 2 項又は第 108 条第 2 項」に改め、同条を第 154 条とする。

第 146 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 5 章第 153 条とする。

第 145 条を第 152 条とし、第 138 条から第 144 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 4 章中第 137 条を第 144 条とする。

第 136 条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第 143 条とする。

第 135 条を第 142 条とし、第 134 条を第 141 条とする。

第 133 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 140 条とする。

第 3 章中第 132 条を第 139 条とし、第 131 条を第 138 条とする。

第 130 条第 2 項中「附記」を「付記」に改め、同条を第 137 条とする。

第 129 条を第 136 条とし、第 128 条を第 135 条とし、第 127 条を第 134 条とする。

第 126 条第 1 項ただし書中「表決の」を「、表決の」に、「はかつて」を「諮って」に改め、第 2 章第 6 節中同条を第 133 条とする。

第 125 条本文中「はかる」を「諮る」に改め、同条を第 132 条とする。

第 124 条を第 131 条とする。

第 123 条中「第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)、及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項」を「第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条第 1 項」に改め、同条を第 130 条とする。

第 122 条を第 129 条とし、第 116 条から第 121 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 115 条中「第 1 章・第 4 節」を「第 1 章第 4 節」に改め、同条を第 2 章第 5 節第 122 条とする。

第 114 条第 6 項中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第 121 条とする。

第 2 章第 4 節中第 113 条を第 120 条とする。

第 112 条中「又は」を「、又は」に改め、同条を第 119 条とする。

第 111 条を第 118 条とする。

第 110 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 117 条とする。

第 109 条を第 116 条とし、第 108 条を第 115 条とする。

第 107 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 114 条とする。

第 106 条を第 113 条とする。

第 105 条第 2 項中「申し出」を「申出」に改め、同条を第 112 条とする。

第 104 条を第 111 条とし、第 103 条を第 110 条とし、第 102 条を第 109 条とする。

第 2 章第 3 節中第 101 条を第 108 条とし、第 100 条を第 107 条とする。

第 2 章第 2 節中第 99 条を第 106 条とし、第 95 条から第 98 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 94 条中「及び経費等」を「、経費等」に改め、同条を第 101 条とする。

第 93 条第 1 項中「及び期間等」を「、期間等」に改め、同条第 2 項中「第 109 条の 2 第 4 項」を「第 109 条第 3 項」に改め、同条を第 100 条とする。

第 92 条を第 99 条とし、第 88 条から第 91 条までを 7 条ずつ繰り下げる。

第 87 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 94 条とする。

第 86 条を第 93 条とし、第 85 条を第 92 条とする。

第 84 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 91 条とする。

第 83 条を第 90 条とする。

第 2 章第 1 節中第 82 条を第 89 条とし、第 81 条を第 88 条とし、第 80 条を第 87 条とする。

第 79 条中「付け」を「付け」に改め、同条を第 86 条とする。

第 78 条を第 85 条とする。

第 1 章第 9 節中第 77 条を第 84 条とし、第 76 条を第 83 条とする。

第 75 条第 1 項第 15 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第 82 条とする。

第 1 章中第 9 節を第 10 節とする。

第 74 条の次に次の節名及び 7 条を加える。

第 9 節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第 75 条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 76 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 77 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 78 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 79 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 80 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 81 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 78 条、第 79 条及び第 80 条の規定を準用する。

別表中「(第 153 条関係)」を「(第 160 条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

中間市議会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第13条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第14条-第19条)</p> <p>第3節 議事日程(第20条-第24条)</p> <p>第4節 選挙(第25条-第33条)</p> <p>第5節 議事(第34条-第47条)</p> <p>第6節 秘密会(第48条-第49条)</p> <p>第7節 発言(第50条-第63条)</p> <p>第8節 表決(第64条-第74条)</p> <p>第9節 公聴会及び参考人(第75条-第81条)</p> <p>第10節 会議録(第82条-第84条)</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則(第85条-第89条)</p> <p>第2節 審査(第90条-第106条)</p> <p>第3節 秘密会(第107条-第108条)</p> <p>第4節 発言(第109条-第120条)</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選(第121条-第122条)</p> <p>第6節 表決(第123条-第133条)</p> <p>第3章 請願(第134条-第139条)</p> <p>第4章 辞職及び資格の決定(第140条-第144条)</p> <p>第5章 規律(第145条-第153条)</p> <p>第6章 懲罰(第154条-第159条)</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第160条)</p> <p>第8章 協議員の派遣(第161条)</p> <p>第9章 補則(第162条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1条(参集)</p> <p>第2条(欠席の届出)</p> <p>第3条(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第4条(議席)</p> <p>第5条(会期)</p> <p>第6条(会期の延長)</p> <p>第7条(会期中の閉会)</p> <p>第8条(議会の閉閉)</p> <p>第9条(会議時間)</p> <p>第10条(休会)</p> <p>第11条(会議の閉閉)</p> <p>第12条(定足数に関する措置)</p> <p>第13条(出席催告)</p> <p>第2節 議案及び動議</p> <p>第14条(議案の提出)</p> <p>第15条(一事不再議)</p> <p>第16条(動議成立に必要な賛成者の数)</p> <p>第17条(修正の動議)</p> <p>第18条(先決動議の表決の順序)</p> <p>第19条(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)</p> <p>第3節 議事日程</p> <p>第20条(日程の作成及び配布)</p> <p>第21条(日程の順序変更及び追加)</p>

- 第22条 (議事日程のない会議の通知)
- 第23条 (延会の場合の議事日程)
- 第24条 (日程の終了及び延会)
- 第4節 選挙
- 第25条 (選挙の宣告)
- 第26条 (不在議員)
- 第27条 (議場の出入口閉鎖)
- 第28条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)
- 第29条 (投票)
- 第30条 (投票の終了)
- 第31条 (開票及び投票の効力)
- 第32条 (選挙結果の報告)
- 第33条 (選挙関係書類の保存)
- 第5節 議事
- 第34条 (議題の宣告)
- 第35条 (一括議題)
- 第36条 (議案等の朗読)
- 第37条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)
- 第38条 (付託事件を議題とする時期)
- 第39条 (委員長の報告及び少数意見者の報告)
- 第40条 (修正案の説明)
- 第41条 (委員長報告等に対する質疑)
- 第42条 (討論及び表決)
- 第43条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第44条 (委員会の審査又は調査期限)
- 第45条 (委員会の中間報告)
- 第46条 (再付託)
- 第47条 (議事の継続)
- 第6節 秘密会

第48条(指定者以外の者の退場)
第49条(秘密の保持)
第7節 発言
第50条(発言の許可等)
第51条(討論の方法)
第52条(議長の発言討論)
第53条(発言内容の制限)
第54条(発言時間の制限)
第55条(議事進行に関する発言)
第56条(発言の継続)
第57条(質疑又は討論の終結)
第58条(選挙及び表決時の発言制限)
第59条(一般質問)
第60条(緊急質問等)
第61条(準用規定)
第62条(発言の取消し又は訂正)
第63条(答弁書の配布)
第8節 表決
第64条(表決問題の宣告)
第65条(不在議員)
第66条(条件の禁止)
第67条(起立による表決)
第68条(投票による表決)
第69条(記名投票)
第70条(無記名投票)
第71条(選挙規定の準用)
第72条(表決の訂正)
第73条(簡易表決)
第74条(表決の順序)

第9節 会議録

- 第75条(会議録の記載事項)
- 第76条(会議録署名議員)
- 第77条(会議録の保存年限)
- 第2章 委員会
- 第1節 総則
- 第78条(議長への通知)
- 第79条(欠席の届出)
- 第80条(会議中の委員会の禁止)
- 第81条(会議の閉閉)
- 第82条(定足数に関する措置)
- 第2節 審査
- 第83条(議題の宣告)
- 第84条(一括議題)
- 第85条(議案等の朗読)
- 第86条(審査順序)
- 第87条(先決動議の表決順序)
- 第88条(動議の撤回)
- 第89条(委員の議案修正)
- 第90条(分科会又は小委員会)
- 第91条(連合審査会)
- 第92条(証人出頭又は記録提出の要求)
- 第93条(所管事務等の調査)
- 第94条(委員の派遣)
- 第95条(議事の継続)
- 第96条(少数意見の留保)
- 第97条(議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第98条(委員会報告書)
- 第99条(閉会中の継続審査)

第3節 秘密会

第100条 (指定者以外の者の退場)

第101条 (秘密の保持)

第4節 発言

第102条 (発言の許可)

第103条 (委員の発言)

第104条 (発言内容の制限)

第105条 (委員外議員の発言)

第106条 (委員長の発言)

第107条 (発言時間の制限)

第108条 (議事進行に関する発言)

第109条 (発言の継続)

第110条 (質疑又は討論の終結)

第111条 (選挙及び表決時の発言制限)

第112条 (発言の取消し又は訂正)

第113条 (答弁書の朗読)

第5節 委員長及び副委員長の互選

第114条 (互選の方法)

第115条 (選挙規定の準用)

第6節 表決

第116条 (表決問題の宣告)

第117条 (不在委員)

第118条 (条件の禁止)

第119条 (起立による表決)

第120条 (投票による表決)

第121条 (記名投票)

第122条 (無記名投票)

第123条 (選挙規定の準用)

第124条 (表決の訂正)

第 125 条	(簡易表決)
第 126 条	(表決の順序)
第 3 章	請願
第 127 条	(請願書の記載事項等)
第 128 条	(請願文書表の作成及び配布)
第 129 条	(紹介議員の委員会出席)
第 130 条	(請願の審査報告)
第 131 条	(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)
第 132 条	(陳情書の処理)
第 4 章	辞職及び資格の決定
第 133 条	(議長及び副議長の辞職)
第 134 条	(議員の辞職)
第 135 条	(資格決定の要求)
第 136 条	(資格決定の審査)
第 137 条	(決定書の交付)
第 5 章	規律
第 138 条	(品位の尊重)
第 139 条	(携帯品)
第 140 条	(議事妨害の禁止)
第 141 条	(離席)
第 142 条	(禁煙)
第 143 条	(新聞紙等の閲読禁止)
第 144 条	(資料等印刷物の配布許可)
第 145 条	(許可のない登壇の禁止)
第 146 条	(議長の秩序保持権)
第 6 章	懲罰
第 147 条	(懲罰動議の提出)
第 148 条	(懲罰動議の審査)
第 149 条	(戒告又は陳謝の方法)

<p>第150条 (出席停止の期間) 第151条 (出席停止期間中出席したときの措置) 第152条 (懲罰の宣告) 第7章 協議又は調整を行うための場 第153条 (協議又は調整を行うための場) 第8章 議員の派遣 第154条 (議員の派遣) 第9章 補則 第155条 (会議規則の疑義に対する措置) 附則</p>	<p>第1章 会議 第1節 総則 (議席) 第4条 (略) 2 (略) 3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議に諮つて議席を変更することができる。</u> 4 (略) (会議時間) 第9条 (略) 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。</u>ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、<u>討論を用いないで会議に諮つて決める。</u> 3 (略)</p>
<p>第1章 会議 第1節 総則 (議席) 第4条 (略) 2 (略) 3 議長は、必要があると認めるときは、<u>討論を用いないで会議にはか</u> <u>つて議席を変更することができる。</u> 4 (略) (会議時間) 第9条 (略) 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することがで</u> <u>きる。</u>ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、<u>討論を用</u> <u>いないで会議にはか</u><u>つて決める。</u> 3 (略)</p>	<p>第2節 議案及び動議</p>

<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>備え</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>備え</u>、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って決める。</p> <p>第3節 議事日程</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 議長は、開議の口時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>諮</u>って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>	<p>(議案の提出)</p> <p>第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を<u>そなえ</u>、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第17条 修正の動議は、その案を<u>そなえ</u>、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。</p> <p>(先決動議の表決の順序)</p> <p>第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>は</u>かって決める。</p> <p>第3節 議事日程</p> <p>(日程の作成及び配布)</p> <p>第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。</p> <p>(日程の順序変更及び追加)</p> <p>第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に<u>は</u>かって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。</p>
---	---

<p>(日程の終了及び延会) 第24条 (略)</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ないで開議に諮って延会</u>することができる。</p> <p>第4節 選挙 (議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>聴いて議長が決定</u>する。</p> <p>第5節 議事 (一括議題)</p> <p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に諮って決める</u>。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議</p>	<p>(日程の終了及び延会) 第24条 (略)</p> <p>2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用い<u>ないで開議にはかつて延会</u>することができる。</p> <p>第4節 選挙 (議場の出入口閉鎖)</p> <p>第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。</p> <p>(投票)</p> <p>第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。</p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 投票の効力は、立会人の意見を<u>きいて議長が決定</u>する。</p> <p>第5節 議事 (一括議題)</p> <p>第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議にはかつて決める</u>。</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は、議</p>
---	--

<p>会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に、付託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>諮って省略</u>することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>待つて</u>議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>諮って省略</u>することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の<u>規定にかかわらず、議会において審議</u>することができる。</p> <p>第7節 発言 (発言時間の制限)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 議長の定める時間の制限について、出席議員2人以上から異議があ</p>	<p>議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に、付託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に<u>はかつて省略</u>することができる。</p> <p>(付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を<u>まつて</u>議題とする。</p> <p>(委員長の報告及び少数意見者の報告)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に<u>はかつて省略</u>することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 前項の期限までに審査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の<u>規定にかかわらず、議会において審議</u>することができる。</p> <p>第7節 発言 (発言時間の制限)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 議長の定める時間の制限について、出席議員2人以上から異議があ</p>
---	---

るときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(質疑又は討論の終結)

第 57 条 (略)

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第 60 条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならぬ。

3 (略)

(準用規定)

第 61 条 質問については、第 57 条 _____ の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第 62 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第 63 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し、たい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 8 節 表決

(選挙規定の準用)

るときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(質疑又は討論の終結)

第 57 条 (略)

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第 60 条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決まらぬ。

3 (略)

(準用規定)

第 61 条 質問については、第 57 条 (質疑又は討論の終結) の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第 62 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第 63 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し、たい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 8 節 表決

(選挙規定の準用)

第71条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第33条の規定を準用する。

(簡易表決)

第73条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第74条 (略)

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い、ないで会議に諮って決める。

3 (略)

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第75条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第76条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらからじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

第71条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第73条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができ、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第74条 (略)

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用い、ないで会議にはかって決める。

3 (略)

(新設)

(公述人の決定)

第 77 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 78 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 79 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることはできない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 80 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 81 条 会議において参考人の出席を求めたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 78 条、第 79 条及び第 80 条の規定を準用す

る。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第82条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認められた事項

2 (略)

(会議録署名議員)

第83条 (略)

(会議録の保存年限)

第84条 (略)

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第85条 (略)

(欠席の届出)

第86条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第87条 (略)

(会議の閉閉)

第88条 (略)

(定足数に関する措置)

第89条 (略)

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15) その他議長又は議会において必要と認められた事項

2 (略)

(会議録署名議員)

第76条 (略)

(会議録の保存年限)

第77条 (略)

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第78条 (略)

(欠席の届出)

第79条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第80条 (略)

(会議の閉閉)

第81条 (略)

(定足数に関する措置)

第82条 (略)

第2節 審査

(議題の宣告)

第90条 (略)

(一括議題)

第91条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第92条 (略)

(審査順序)

第93条 (略)

(先決動議の表決順序)

第94条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第95条 (略)

(委員の議案修正)

第96条 (略)

(分科会又は小委員会)

第97条 (略)

(連合審査会)

第98条 (略)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第99条 (略)

(所管事務等の調査)

第100条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しよう

第2節 審査

(議題の宣告)

第83条 (略)

(一括議題)

第84条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第85条 (略)

(審査順序)

第86条 (略)

(先決動議の表決順序)

第87条 他の事件に先立って表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第88条 (略)

(委員の議案修正)

第89条 (略)

(分科会又は小委員会)

第90条 (略)

(連合審査会)

第91条 (略)

(証人出頭又は記録提出の要求)

第92条 (略)

(所管事務等の調査)

第93条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しよう

<p>とすときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(委員の派遣)</p> <p>第101条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。</p> <p>(議事の継続)</p> <p>第102条 (略)</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p>第103条 (略)</p> <p>(議決事件の字句及び数字等の整理)</p> <p>第104条 (略)</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第105条 (略)</p> <p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>第3節 秘密会 (指定者以外の者の退場)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>第4節 発言 (発言の許可)</p> <p>第109条 (略)</p>	<p>すときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。</p> <p>2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>(委員の派遣)</p> <p>第94条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。</p> <p>(議事の継続)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>(少数意見の留保)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>(議決事件の字句及び数字等の整理)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>(委員会報告書)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>(閉会中の継続審査)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>第3節 秘密会 (指定者以外の者の退場)</p> <p>第100条 (略)</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第101条 (略)</p> <p>第4節 発言 (発言の許可)</p> <p>第102条 (略)</p>
---	---

<p>(委員の発言) 第110条 (略)</p> <p>(発言内容の制限) 第111条 (略)</p> <p>(委員外議員の発言) 第112条 (略)</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その可否を決める。</p> <p>(委員長の発言) 第113条 (略)</p> <p>(発言時間の制限) 第114条 (略)</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に<u>證つて</u>決める。</p> <p>(議事進行に関する発言) 第115条 (略)</p> <p>(発言の継続) 第116条 (略)</p> <p>(質疑又は討論の終結) 第117条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に<u>證つて</u>決める。</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限) 第118条 (略)</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p>	<p>(委員の発言) 第103条 (略)</p> <p>(発言内容の制限) 第104条 (略)</p> <p>(委員外議員の発言) 第105条 (略)</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その可否を決める。</p> <p>(委員長の発言) 第106条 (略)</p> <p>(発言時間の制限) 第107条 (略)</p> <p>2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議には<u>かかつて</u>決める。</p> <p>(議事進行に関する発言) 第108条 (略)</p> <p>(発言の継続) 第109条 (略)</p> <p>(質疑又は討論の終結) 第110条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議には<u>かかつて</u>決める。</p> <p>(選挙及び表決時の発言制限) 第111条 (略)</p> <p>(発言の取消し又は訂正)</p>
--	--

第119条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第120条 (略)

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第121条 (略)

2～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合には、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第122条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第123条 (略)

(不在委員)

第124条 (略)

(条件の禁止)

第125条 (略)

(起立による表決)

第126条 (略)

(投票による表決)

第127条 (略)

(記名投票)

第112条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第113条 (略)

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第114条 (略)

2～5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合には、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第115条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章・第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第116条 (略)

(不在委員)

第117条 (略)

(条件の禁止)

第118条 (略)

(起立による表決)

第119条 (略)

(投票による表決)

第120条 (略)

(記名投票)

第128条 (略)

(無記名投票)

第129条 (略)

(選挙規定の準用)

第130条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第131条 (略)

(簡易表決)

第132条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第133条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

2 (略)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第134条 (略)

(請願文書表の作成及び配布)

第135条 (略)

第121条 (略)

(無記名投票)

第122条 (略)

(選挙規定の準用)

第123条 記名投票、又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第124条 (略)

(簡易表決)

第125条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第126条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

2 (略)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第127条 (略)

(請願文書表の作成及び配布)

第128条 (略)

(紹介議員の委員会出席)

第 136 条 (略)

(請願の審査報告)

第 137 条 (略)

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならぬ。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 138 条 (略)

(陳情書の処理)

第 139 条 (略)

第 4 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 140 条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 (略)

(議員の辞職)

第 141 条 (略)

(資格決定の要求)

第 142 条 (略)

(資格決定の審査)

第 143 条 前条の要求については、議会は、第 37 条

第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(紹介議員の委員会出席)

第 129 条 (略)

(請願の審査報告)

第 130 条 (略)

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならぬ。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 131 条 (略)

(陳情書の処理)

第 132 条 (略)

第 4 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 133 条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決定する。

3 (略)

(議員の辞職)

第 134 条 (略)

(資格決定の要求)

第 135 条 (略)

(資格決定の審査)

第 136 条 前条の要求については、議会は、第 37 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

<p>(決定書の交付) <u>第 144 条</u> (略)</p> <p>第 5 章 規律 (品位の尊重) <u>第 145 条</u> (略) (携帯品) <u>第 146 条</u> (略) (議事妨害の禁止) <u>第 147 条</u> (略) (離席) <u>第 148 条</u> (略) (禁煙) <u>第 149 条</u> (略) (新聞紙等の閲読禁止) <u>第 150 条</u> (略) (資料等印刷物の配布許可) <u>第 151 条</u> (略) (許可のない登壇の禁止) <u>第 152 条</u> (略) (議長の秩序保持権) <u>第 153 条</u> すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を<u>用いないで会議に諮って定める。</u> (懲罰動議の提出) <u>第 154 条</u> (略)</p>	<p>(決定書の交付) <u>第 137 条</u> (略)</p> <p>第 5 章 規律 (品位の尊重) <u>第 138 条</u> (略) (携帯品) <u>第 139 条</u> (略) (議事妨害の禁止) <u>第 140 条</u> (略) (離席) <u>第 141 条</u> (略) (禁煙) <u>第 142 条</u> (略) (新聞紙等の閲読禁止) <u>第 143 条</u> (略) (資料等印刷物の配布許可) <u>第 144 条</u> (略) (許可のない登壇の禁止) <u>第 145 条</u> (略) (議長の秩序保持権) <u>第 146 条</u> すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を<u>用いないで会議にはかっ</u> <u>て定める。</u> (懲罰動議の提出) <u>第 147 条</u> (略)</p> <p>第 6 章 懲罰 (懲罰動議の提出) <u>第 147 条</u> (略)</p>
--	---

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しななければならない。ただし、第49条第2項又は第108条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第155条 懲罰については、議会は、第37条及び委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第156条 (略)

(出席停止の期間)

第157条 (略)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第158条 (略)

(懲罰の宣告)

第159条 (略)

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第160条 (略)

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第161条 (略)

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第162条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは会議に諮って決定する。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しななければならない。ただし、第49条(秘密の保持)第2項又は第101条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第148条 懲罰については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第149条 (略)

(出席停止の期間)

第150条 (略)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第151条 (略)

(懲罰の宣告)

第152条 (略)

第7章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第153条 (略)

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第154条 (略)

第9章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第155条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは会議にはかつて決定する。

別表 (第 160 条関係) (表は省略)	別表 (第 153 条関係) (表は省略)
--------------------------	--------------------------

